

# 「情報Ⅰ対策 AIドリル」のご案内

KATEKYO 学院 いわき駅前校

TEL・FAX 0246-25-2511

2025年1月の共通テストから「**情報Ⅰ**」が追加され、従来の5教科7科目が**6教科8科目**に変更となります。他主要科目でも、数学C、歴史総合、国語試験時間増など、**学習負担が大幅に増加**します。

「**情報Ⅰ**」の学習範囲はプログラミングだけでなく、データの活用やネットワーク、論理回路、情報デザインなど多岐に渡ります。国立大学で**受験必須**となる予定ですが、個別試験で選択科目にすることを公表する大学も出てくるなど、**共通テストでの配点動向も今後は要注目**です。

また、増加傾向の続く推薦入試募集枠を考えると、高校1年生からこの「**情報Ⅰ**」を含め、**評定を稼いでおくこと**（定期考査で良い成績を修めておくこと）も、受験で勝つためには非常に重要です。

この「**情報Ⅰ**」において、皆さんに**適切な共通テスト／推薦対策**を進めていただきたく「**情報Ⅰ対策 AIドリル**」を準備しました。月単位での受講が可能ですので、ぜひお気軽にご体感ください。

※不明点の問い合わせ、事前無料体験のお申込み等は、**コミルにてお問い合わせください**。

## < 要 綱 >

対 象	高校生
費 用	月額 <b>4,400円</b> （税込）／一人 ※入会金不要 ☆申込前に無料体験可
支 払	毎月10日・当月払い・口座振替
申 込	下記申込書 ※必要事項をご記入の上、担当教師か事務局まで提出してください。
特 長	<ul style="list-style-type: none"><li>すべての単元を学び終えるのに必要な時間数目安は46時間です。</li><li>⇒1カ月だけ集中的に学習し終了することも、数カ月に渡って複数回に渡り学習することも可能です。</li><li>・未履修範囲は「<b>予習ボタン</b>」で理解でき、<b>定期考査の出題範囲のみ選択し対策学習</b>することも可能です。<b>共通テスト予想問題での実践演習</b>も可能です（10月リリース予定）。</li><li>⇒学校授業の理解補助、定期考査（評定）対策、共通テスト対策、いずれにも活用いただけます。</li><li>・お申込み期間内は何時間でも「<b>学び放題・質問し放題</b>（☆）」です。</li><li>☆平日 18:00～21:30 にリアルタイム回答（上記以外の時間は翌平日中に回答）</li><li>※原則、ご自宅でPC、もしくは、タブレットを用いた学習となります。</li></ul>
利用期間 注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用期間は一律受験年度1月分までです（月単位で解約可能／無料）。</li><li>・解約の場合、前月10日までにお申出ください（お申出無き場合、翌月自動更新制）。</li><li>・利用有無に関わらず月額料金を頂戴します（月途中の入会や解約、それに伴う日割計算はいかなる理由がある場合も対応できません）。</li></ul>

切り取り線（FAX可）

## 情報Ⅰ対策 AIドリル申込書

〒 年 月 日

ふりがな 保護者名		TEL 保護者携帯	携帯： ( )
ふりがな 生徒名	男・女	学校 学年	高等学校 年生
利用期間	年 月～ 年 1月 ( 月)	ふりがな 口座名義	
銀行情報	銀行	支店・営業部	口座番号:

※お申込みに当たって裏面規約を予めご確認ください。ご不明点は事務局までお問合せください。  
※マンツーマン授業他と併用される場合、改めての口座登録（口座名義・銀行情報の記入）は不要です。

## 申し込みの規約

本契約は、自学自習向け「情報 I 対策 AI ドリル」の利用を申し込んだ契約者(保護者・以下甲とする)と、これを承諾した(株)KATEKYO 福島(以下乙とする)との間で締結される。

### 【月謝】

1. 「情報 I 対策 AI ドリル」利用費用は、既存の契約(家庭教師派遣・教室授業・オンライン授業他)の月謝に含まれるものではない。

### 【利用期間】

2. 1 か月単位で解約が可能で、翌月自動更新制とする。

### 【解約】

3. 解約の際は、甲は乙へ前月10日までに申出る(例:9 月分以降を解約する場合、8/10 まで申出)。申出が無い限り、利用の有無に関わらず月額利用料が発生する。利用月内の途中入会・解約、それに伴う日割計算は行わない。

### 【その他】

4. 甲は契約期間中、及び契約満了後に学習に関わった教師を雇用する等、乙の教師と直接交渉することはできない。甲がこれに違反した場合、乙は甲に対し損害賠償の請求をすることができる。
5. 乙の管理下でない間に発生した事故、甲の通学途上の事故、生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、乙内において生じた盗難及び紛失について乙はその責任を負うことはない。
6. 甲または生徒が契約の継続に支障をきたす行為や言動を行った場合、乙は将来に向かって契約を解除することが出来る。その際は、甲は乙に損害賠償の請求は出来ない。
7. 乙は、この契約で知り得た個人情報について、個人情報保護法に則り適正に管理する。詳しくは乙の HP「個人情報の適正な管理に関して」に示す。

### (クーリングオフ)

契約書を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により無条件で契約の解除を行うことができます。その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。その際、契約解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に支払った代金は遅延なく全額の払い戻しを受けることができます。また、既に提供を受けた役務の対価などの支払い義務もありません。クーリングオフに関して不実の告知を告げられたことにより、甲が誤認し、または脅迫されたことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合、乙から、クーリングオフ妨害解消の為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。